

一宮町生物文化多様性計画

緑と海と文化をひらく いちのみや

(素案)

パブリックコメント版

パブリックコメントにご意見をいただく際には、関連するページ数と行数をお書きください。各ページの下に数字がページ数、左側の数字が行数です。

千葉県一宮町

目 次

第1章 計画の目的、範囲、期間等

第2章 生物多様性、生物文化多様性とは？

第3章 一宮町の生物文化多様性

第4章 一宮町生物文化多様性計画

附録

1 第1章 計画の目的、範囲、期間等

2 本計画は、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年策定、令和4
3 年改訂）の下位計画として、一宮町の自然および文化に関する計画を定め、その
4 保全と活用を図ることを目的とします。

5 本計画は、生物多様性基本法¹に基づいて策定される生物多様性地域戦略であ
6 り、国の生物多様性国家戦略（2023-2030）、千葉県生物多様性ちば県戦略（平
7 成20年策定）、千葉県文化財保護条例や文化財保存活用大綱とも整合性のとれ
8 たものとしてします。

9 本計画の対象範囲は、一宮町の町内としますが、河川、沿岸などを通じて広域
10 の保全が求められる案件については、近隣の市町村との連携を図るものとしま
11 す。

12 本計画の期間は、令和7（2025）年4月から令和13（2031）年3月とし、必
13 要に応じて計画を改訂するものとします。

14

¹ 生物多様性基本法

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

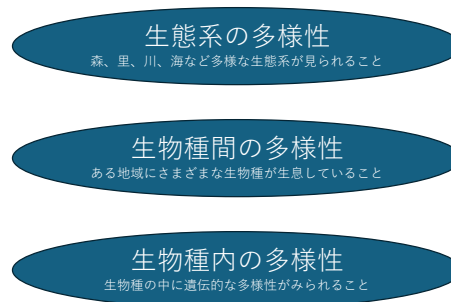
3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

1 第2章 生物多様性、生物文化多様性とは？

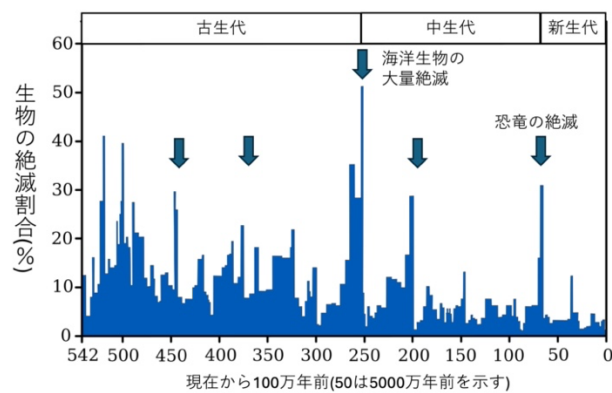
2 1、 生物多様性とその恵み

3 生物多様性条約には、生物多様性の定義として、「陸上生態系、海洋その他の水界生
4 態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わずすべての生物
5 の間の変異をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」
6 と書かれています。国際条約の条文なので難しい言葉で書かれています。わかりやす
7 く言えば、陸上、海洋などあらゆる生態系における生命の多様性のことであり、さまざ
8 まな生物種がみられるというだけではなく、森林、草原、河川、海岸などの生息地の多
9 様性や、生物に含まれる遺伝子などの多様性も含むということです。



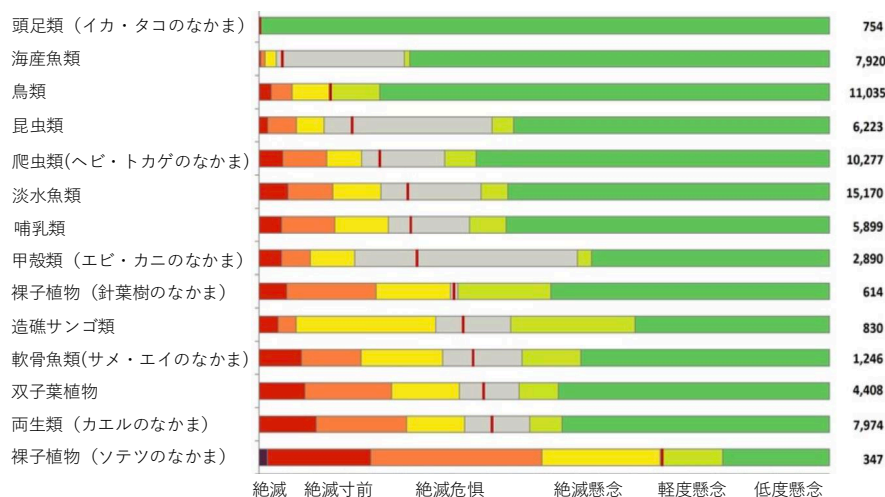
10 図1. 生物多様性の3つのレベル
11
12

13 地球が誕生してから46億年の歴史の中で、海の中で生命が誕生したのは38億年前、
14 現在のような多様な生物が生まれたのは5億4000万年前といわれます。それ以降、地
15 球上では5回の生物の大量絶滅が起こり、最後の大量絶滅は6500万年前の隕石の衝突
16 による恐竜の絶滅です。しかし、現在、第6回目の生物の大量絶滅が起きているといわ
17 れます。



18 図2. 過去5回の生物の大量絶滅 (出典：Rohde and Muller(2005))
19

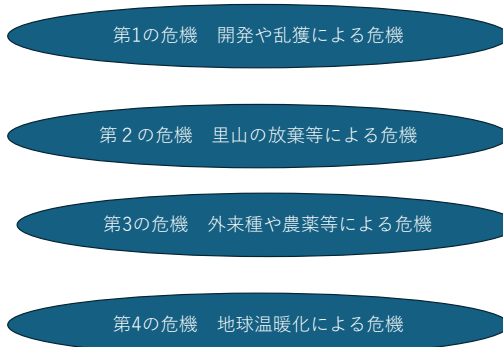
1 国際自然保護連合（IUCN）のレッドリスト（絶滅のおそれのある生物種のリスト）
 2 によれば、調査が終わった 157,000 種の生物のうち、44,000 種（28%）が絶滅のおそれ
 3 のある状態におちいっているとされます。生物の絶滅の速度は、恐竜絶滅以降の平均
 4 の 100 倍から 1000 倍と加速度的に増加しており、絶滅の原因は、森林の伐採、気候変
 5 動など、ほとんどが人間活動に起因するものです。そのため、地質学者は人類が地球環
 6 境に大きな影響を与え始めたこの時代を「人新世（ひとしんせい）」と呼ぶことを提唱
 7 しています。



8 図 3. IUCN レッドリストにおける生物の絶滅ランク

9 (出典：IUCN レッドリスト)

10 環境省のレッドリストをみると、日本では田んぼにすむタガメなどの昆虫や秋の七
 11 草の一つのキキョウなどの植物までが絶滅危惧種に掲げられています。日本においては、
 12 開発による生息地の破壊だけではなく、高齢化に伴う水田の耕作放棄などによる里山の
 13 生物の減少が生物多様性の危機の原因となっており、2002 年の新生物多様性国家戦略
 14 からは、生物多様性の第 2 の危機²と呼ばれるまでになりました。



16 図 4. 生物多様性国家戦略における生物多様性の 4 つの危機

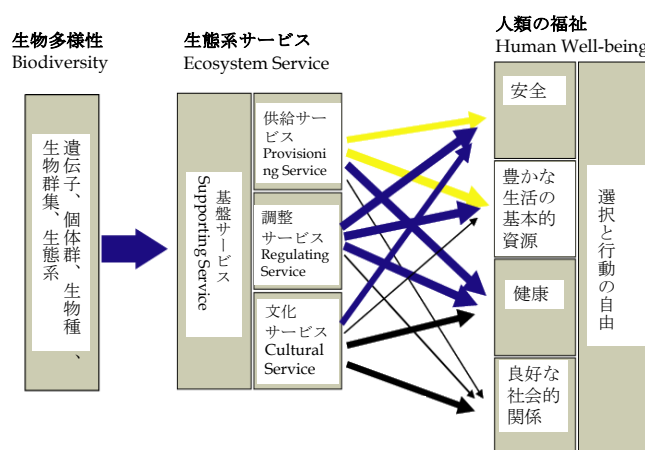
17 ² 第 1 の危機は過剰利用や生息地の破壊による危機、第 3 の危機は外来種などによる危機、第 4 の危機は地球規模の気候変動（地球温暖化）による危機です。

1 生物多様性は、わたしたち人間にさまざまな恵みを与えてくれます。人間が主食とし
 2 ている、米、麦などの穀物は、私たちの祖先がイネ科の野生植物を品種改良して生まれ
 3 たものです。大豆、小豆、大角豆などの豆類も、マメ科の野生植物を品種改良したも
 4 のです。トウモロコシ、ジャガイモ、トマトなどは、アメリカ大陸の先住民が、野生植物
 5 を品種改良したものといわれます。食後に飲むお茶やコーヒーも、アジアやアフリカの
 6 野生植物を品種改良したものです。

7 風邪のひきはじめに飲む漢方薬の葛根湯には、クズやショウガの根、ナツメの実など
 8 が含まれています。中華料理に欠かせない八角は、トウシキミという植物の実から作ら
 9 れた香辛料ですが、中国の薬草を紹介した「本草綱目」という書物には、健胃剤、鎮痛
 10 剤として紹介されています。またインフルエンザ薬として使われるタミフルには、八角
 11 から抽出されたシキミ酸が使われています³。このような、食料、薬草などを供給する生
 12 物多様性の恵みは「供給サービス」と呼ばれます。

13 また、森林、海洋などの生態系は、さまざまな生物種とそれをとりまく水、大気など
 14 の環境によって成り立っています。森林が山地や丘陵を覆っているおかげで、陸地に降
 15 った雨がいきなり川や海に流れ込むことなく、ゆっくりと土に吸収され、地下水となっ
 16 て平野を潤します。海洋は、温まりにくく冷めにくいため気候を緩和する効果を持って
 17 おり、さらに人間活動によって大気中に放出された二酸化炭素の 23%を吸収している
 18 といわれています。このような生態系による、洪水・渇水の調整、気候の緩和などの生
 19 物多様性の恵みは「調整サービス」と呼ばれます。

20 さらに、生物多様性は私たちに目に見えない自然の恵みを与えてくれます。それは、
 21 森や海辺を歩いたときの心のやすらぎ、野鳥観察やハイキング、釣り、サーフィンなど
 22 自然の中でのレクリエーション、自然から得たインスピレーションをもとにした芸術作
 23 品などです。これらの生物多様性の恵みは、「文化サービス」と呼ばれています。



24 図 5. 生物多様性と生態系サービスの関係 (出典：ミレニアム生態系評価(2005))
 25

³ 現在では、シキミ酸は、遺伝子組み換え大腸菌によって作られています。

1 これらの生物多様性の恵みは、水、土、大気などの生物の存在基盤である「基盤サー
2 ビス」を合わせて、「生態系サービス」と呼ばれています。今から 20 年以上前に、生態
3 学者のロベルト・コンスタンツァらは、科学雑誌「ネイチャー」に投稿した論文で、世
4 界中の生態系サービスを、1 年間に 160~540 億ドル (2.4~8.1 兆円) にのぼると試算し
5 ています。

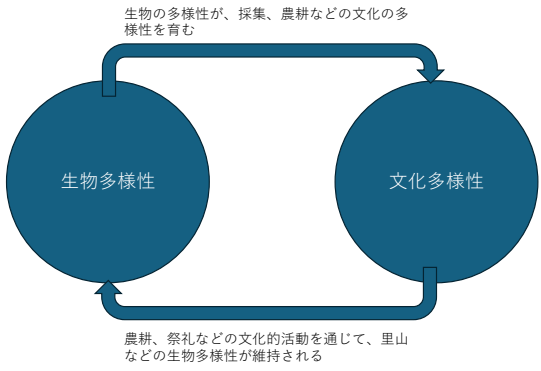
6
7 2、 生物文化多様性とは？

8 国連教育科学文化機関 (ユネスコ) は、生物多様性条約事務局とともに、「生物文化
9 多様性」という言葉を提唱しています。

10 2002 年にユネスコが採択した「文化の多様性に関する宣言」で、文化多様性とは、
11 「社会あるいは特定の社会集団に独特な精神的、物質的、知的あるいは情緒的なもので
12 あり、芸術、文学、生活習慣、集団生活の方法、価値体系、伝統を含む」と定義されて
13 います。

14 2007 年に開かれたユネスコの「生物と文化の多様性に関する国際ワークショ
15 ップ」において、生物文化多様性は、「(その発祥地を問わず) 世界のすべての差異の集
16 合であり、すべてのレベルの生物多様性のみならず、個人から社会までの (言語の多様
17 性を含む) すべての表現における文化多様性を含む」と定義されました。

18 ひとこと言えば、生物文化多様性とは、生物多様性と文化多様性の両方を合わせた
19 ものです。しかし、もう一つ大切なことは、生物多様性が文化の多様性を育み、文化の
20 多様性が自然の多様性を育むという相互関係がみられるということです。



21
22 図 6. 生物多様性と文化多様性の相互関係

23
24 たとえば、日本の伝統色という色見本を見ると、日本人が伝統的に表現してきた色の
25 名前には、鶯色 (うぐいすいろ)、朱鷺色 (ときいろ) などの動物の名前がついたもの
26 や、山吹色、浅葱色 (あさぎいろ) など植物の名前がついたものが多いのに気づきます。
27 中国の伝統色が、辰砂 (しんしゃ、水銀)、紫銅 (しどう、青銅) など鉱物や金属に由来
28 するものが多いのと対照的です。降水量が多く、国土の 3 分の 2 が森林におおわれ、四
29 季の変化がはっきりしていることが、色の名前にまで反映されています。

1 一方、日本人が稲作を始めて以来、御田植祭、田植え歌、稲藁を使った正月飾りなど
2 の稲作にまつわるさまざまな文化が生まれました。また水をはった田んぼは、メダカ、
3 ドジョウ、タニシ、トンボのヤゴなどの生息地となり、豊かな生物多様性が育まれてき
4 ました。しかし、戦後、殺虫薬や除草剤が使用されるようになると、田んぼの生き物た
5 ちは一時姿を消してしまいました。近年は、無農薬・減農薬の稲作も増えてきましたが、
6 一方では高齢化に伴い、耕作放棄地が増え、メダカやホタル、アカトンボが減少するな
7 ど、里山の生き物たちは再び危機におちいつています。

8 このように、生物多様性と文化多様性の間には、相互に深いつながりがあり、切っ
9 ても切れない関係にあります。文化の多様性は、生物多様性の上に成り立っており、文化
10 の多様性を守るためには、生物多様性が保全されることが必要です。例えば、文化財の
11 材料となるさまざまな自然資源（茅葺き屋根に使われるススキやカリヤス、筆簣（ひち
12 りき）のリードとして用いられるヨシ、文化財保存に用いられる箱の材料であるキリ等）
13 は、いずれも人が手を入れて管理してきた里地や里山から得られます。また、生物多様
14 性を守るためには、文化多様性が維持されることが必要です。例えば、茅葺屋根のため
15 に維持されてきた萱場はカヤネズミの生息地となり、棚田の石積みはカナヘビなどの隠
16 れ家となります。このように、生物多様性の保全と文化財保存の間にも、深いつながり
17 があります。

18 そこで本計画は、一宮町の豊かな自然と文化を、将来に伝え、活用するため、あえて
19 「生物文化多様性」という言葉を使った計画とすることにしました。

21 3、 生物多様性国家戦略とネイチャーポジティブ

22 2022年12月、カナダのモントリオールにおいて、生物多様性条約の第15回締約国
23 会議（COP15）が開催され、昆明－モントリオール生物多様性枠組⁴が採択されました。
24 この枠組は、2050年までに、「生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し、全ての
25 人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利
26 用される、自然と共生する社会をめざす」ことを長期ビジョンとしています。また、こ
27 れを実現するため、2030年までに、「生物多様性を保全、持続可能な利用、遺伝資源の
28 利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を通じ、人々と地球のために自然を回復させ
29 る、生物多様性の損失を止めるとともに反転させるため緊急の行動をとること」をミッ
30 ションとしています。2010年に愛知県名古屋市で開催された、第10回締約国会議
31 （COP10）で採択された愛知目標では、「生物多様性の損失を止める」だったものを、
32 2030年までに「反転させる」という意欲的な目標に変えたことが特徴的です。

⁴ 第15回締約国会議は、2020年秋に中国雲南省の昆明で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス蔓延のため、2022年末にカナダのモントリオールで開催され、昆明－モントリオール生物多様性枠組という名称となりました。

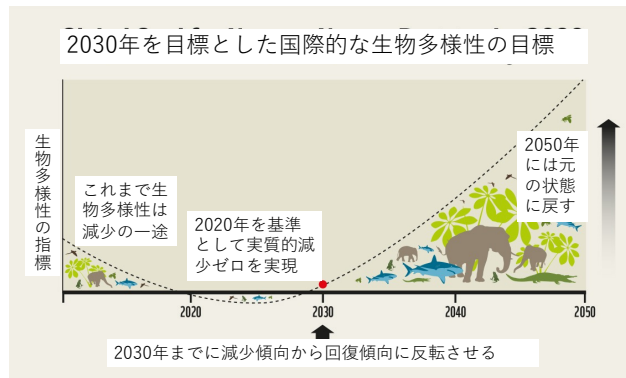


図 7. 国際的な生物多様性目標～ネイチャーポジティブ

(出典：ネイチャーポジティブイニシアチブ)

この意欲的な目標は、「ネイチャーポジティブ」と呼ばれています。具体的には、2030年までに「劣化した生態系の少なくとも 30%で効果的な再生が行われている」、「陸域・陸水域、沿岸・海洋の少なくとも 30%を保護地域または保護地域以外の効果的な地域をベースとする保全手段を通じて保全・管理する」という目標が掲げられています。

とくに後者の目標は、2030年までに 30%をめざすことから、30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標と呼ばれています。また、自然保護を主目的とした保護地域ではないものの、都市の緑地公園、企業の工場緑地、森林の保安林、共同漁業権が設定された海域、里山の農業景観など、結果的に生物多様性の保全に貢献する地域は、OECM(オー・イー・シー・エム)⁵と呼ばれ、保護地域を補う保全地域として注目されています。

昆明ーモンテリオール生物多様性枠組の採択を受けて、日本政府は 2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。国家戦略には、5つの基本戦略が掲げられています。

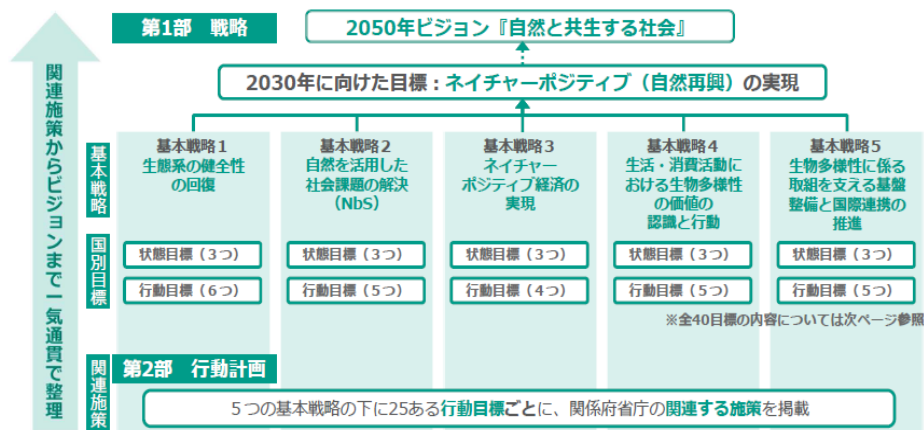


図 8. 生物多様性国家戦略 2023-2030 の基本戦略

(出典：生物多様性国家戦略 2023-2030)

⁵ OECM とは Other Effective area-based Conservation Measures の略で、国立国定公園など自然保護を主目的とした保護地域ではないものの、自然を持続的に利用することによって豊かな生物多様性を育んでいる地域（例えば里地里山など）を含みます。

1 基本戦略1「生態系の健全性の回復」の柱が、国内における30by30の実現です。そ
2 の実現のため、国立・国定公園などの保護地域の拡大とともに、OECMの認定が掲げ
3 られ、2025年1月現在、253ヶ所が「自然共生サイト」⁶として認定されています。

4 基本戦略2「自然を活用した社会問題の解決」は、ネイチャー・ベースド・ソリュー
5 ション(NbS: Nature Based Solutionの略)とも呼ばれ、自然災害や気候変動などに対
6 する対策を、コンクリートなどによるハードな対策だけではなく、砂浜や松林などの自
7 然を活用した対策に変えてゆくということを意味しています。

8 基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」は、事業活動による生物多様性への
9 負の影響を低減し、正の影響を増大させることによって持続可能な社会を実現すること
10 をめざした経済を指し、企業に対して、生物多様性をリスクとして捉えるのではなく、
11 新たな機会として前向きにとらえることを提言しています。

12 基本戦略4「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」では、消費者
13 に対して、ふだんの生活において生物多様性を意識し、消費にあたって生物多様性にプ
14 ラスとなる消費行動をとることを求めています。

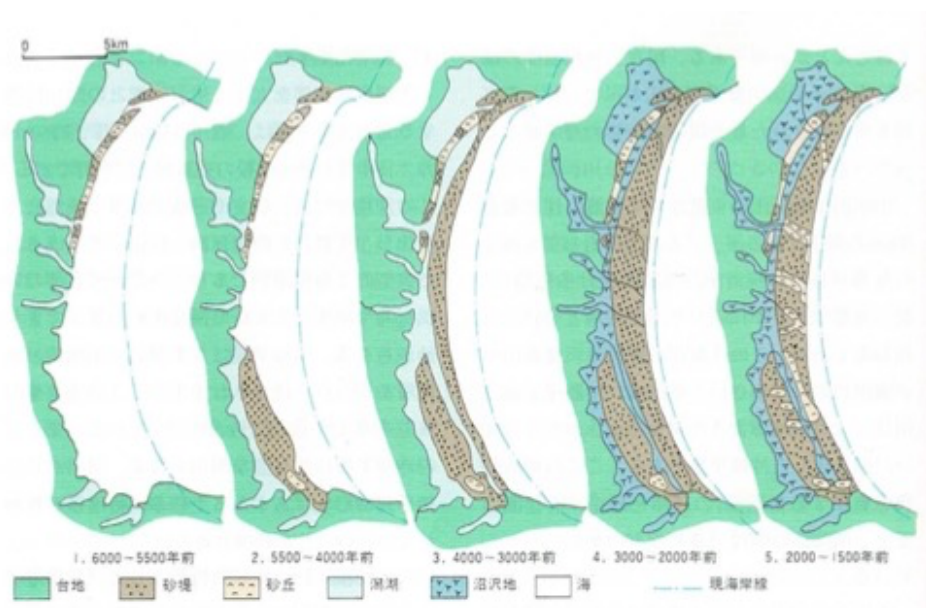
15 基本戦略5「生物多様性に係る取組みを支える基盤整備と国際連携の推進」では、生
16 物多様性の基礎調査やモニタリングを支援し、地球規模の生物多様性保全のため国際協
17 力の推進を求めています。またここには、生物多様性地域戦略の策定など、地域での生
18 物多様性の保全・活用の取組に関連する地域計画との連携が書かれています。

19
20 生物多様性基本法に基づいて策定されている、生物多様性地域戦略等の地域計画は、
21 現在、47都道府県、156市区町村にのびります。千葉県では、2008年に県が生物多様
22 性ちば県戦略を策定したのに続いて、8つの地方公共団体が、生物多様性地域戦略を策
23 定しています。一宮町では、2023年に改訂された生物多様性国家戦略2023-2030に則
24 り、さらに生物文化多様性という新しい考え方を取り入れた計画として、一宮町生物文
25 化多様性計画を策定するものです。

26

⁶ 千葉県からは、千葉市の植草共生の森、堂谷津の森、柏市の下田の杜、松戸市の天神山樹林、我孫子市のNEC我孫子事業所(四つ池)、印西市の竹中工務店技術研究所調の森SHI-RA-BE、富里市の八ッ堀のしみず谷津、袖ヶ浦市の東京ガス袖ヶ浦LNG基地、君津市の君津グリーンセンター(旧樹芸林業試験場)、芝山町のグリーンポートエコ・アグリパークの10ヶ所が、自然共生サイトとして認定されています。

- 1 在では、いずれも海岸侵食防止の措置がとられ、海岸に供給される砂が少なくなり、
- 2 宮町付近では、海岸の侵食が進んでいます。



3
4 図 10. 九十九里平野の変遷（出典：「千葉県自然誌 本編 I」）

5
6 2、 一宮町の生物

7 千葉県は、暖温帯から冷温帯に移り変わる地域にあります。そのため、台地上は、ス
8 ダジイ、アカガシなどからなる常緑広葉樹林、コナラ、クヌギなどの落葉広葉樹の二次
9 林⁷、スギやヒノキの人工林⁷におおわれ、谷津には水田や畑、梨などの果樹園が広がっ
10 ています。台地上の森林では、夏になると渡り鳥のサンコウチョウやキビタキ、クロツ
11 グミなどの声も聞くことができます。軍荼利山の植物群落は、スダジイを中心とする常
12 緑樹林におおわれ、ハイハマボス、カゴノキなどの希少な植物がみられます。そのた
13 め、千葉県指定天然記念物に指定されています。

14 洞庭湖、大欠堰、親ノ谷池などのため池は、江戸時代から昭和にかけて開発された農
15 業用のため池であり、カワセミ、カイツブリなどが繁殖しています。また、ため池近く
16 の町営憩いの森（いこいの森）には、キキョウ、シュンラン、ノハナショウブ、などの
17 植物が見られます。また、松子地区の田んぼや溪流にはゲンジボタル、ヘイケボタル、
18 ミナミメダカ、ドジョウ、トウキョウサンショウウオなどの水生生物が見られます。

19 九十九里浜の海岸には、ハマヒルガオ、ハマボウフウ、コウボウムギ、コウボウシバ
20 など、砂が動く海浜の環境に適応した植物がみられます。これらの植物は、砂の移動を
21 抑え、砂丘を維持し、砂浜の生態系を保全する働きをしています。砂丘にはかつてマツ
22 林が広がっていましたが、マツノザイセンチュウのため枯死し、美しい白砂青松が失わ

⁷ 二次林とは、自然林に人が手を入れ、薪炭林などとして利用してきた結果できた、二次的な森林。人工林とは、人が人工的にスギ、ヒノキなどの苗木を植えた森林のことです。

1 れています。マツ林の残る砂丘には、世界でも一宮町でしか発見されていないカヤツリ
2 グサ科の植物イソハマアオスゲが生育しています。

3 砂丘の後背にある水田の周辺には、コサギ、ダイサギ、アオサギ、タゲリなどの姿が
4 見られます。また、水田と一宮川を結ぶ水路には、かつては多くのウナギ、モクズガ
5 ニなどが遡上していましたが、現在では少なくなっています。

6 一宮川には、九十九里浜で唯一の河口干潟があり、甲殻類や貝類など多くの底生動物
7 が生息しています。1975年には新種のヒガタスナホリムシ (*Euridice akiyamai*) が発
8 見され、発見者である一宮町在住の故秋山章男教授の名前が種小名につけられました。
9 干潟には、これらの底生生物を餌とする渡り鳥が飛来することから、環境庁のシギ・チ
10 ドリ重要渡来地に指定されました。なかでも、ミュビシギは、九十九里浜が日本有数の
11 越冬地であること、渡りの時期には1400羽に及ぶ大群が飛来すること、オーストラリ
12 アと北極圏を結ぶ渡りの中継地として重要であることなどが明らかになっています。ま
13 た、世界的にも珍しいクロツラヘラザギの飛来も確認され、干潟は渡り鳥の国際空港と
14 も言えます。

15 また、一宮海岸から太東海岸にかけての砂鉄分を含む黒い砂浜は、アカウミガメの北
16 限の産卵地であり、九十九里浜の中でも最も多くの産卵が記録されています。また砂浜
17 や砂丘には、シロチドリやイソヒヨドリなども生息しています。

18 さらに九十九里浜から続く遠浅の海には、ダンベイキサゴ (ナガラミ)、ハマグリな
19 どの貝類や、イシモチ、ボラ、イワシなどの魚類が生息しています。海岸に近い浅い海
20 域には、砂地を好む小型の鯨類スナメリが生息し、群れで魚を追いつめ捕食します。魚
21 を好んで食べ、別名魚鷹 (うおたか) とも呼ばれるミサゴが、海に飛び込んで足で魚を
22 捕獲するようすも見られます。

23 房総沖の海は、暖流の黒潮と寒流の親潮の影響を受け、ここを北限とする生物と南限
24 とする生物の両方が出現します。とくに一宮町の海岸は、一宮川の河口干潟、一宮海岸
25 から太東海岸にいたる砂浜、その南には、太東岬から連なる海藻の海中林を持ついすみ
26 根などさまざまな環境を有することから、多種多様な生き物たちの宝庫となっています。
27 太平洋の荒波が打ち寄せる遠浅の海岸には、嵐のあとには、サメの卵囊、甲殻類など、
28 いすみ根に由来する生物を含む、さまざまな海洋生物の漂着が見られ、それらを餌とす
29 る多種多様な生き物の生息地となっています。

30 九十九里浜の海岸線から県道30号線までの間は、千葉県立九十九里自然公園の第3
31 種特別地域に、県道30号線から浜堤までの間、外房線より下流の一宮川河口、外房線
32 の西側の軍荼利山～洞庭湖～松子～大欠堰～親ノ谷池～高藤山にいたる地域は千葉県
33 立九十九里自然公園普通地域となっています。

34 一宮町には、874種の維管束植物、352種の脊椎動物、800種以上の無脊椎動物が記
35 録されています。このうち、維管束植物では、オオバヤドリギ (B)、キキョウ (B) な
36 ど51種の植物、脊椎動物では、スナメリ (B)、サンコウチョウ (A)、トラツグミ (A)、

1 アカウミガメ (A)、トウキョウサンショウウオ (A)、ニホンアカガエル (A) など 121
2 種、無脊椎動物では、マシジミ (A)、オツネトンボ (A) など 86 種が千葉県のリッ
3 ドリスト⁸に掲載されています。

4

5 3、 一宮町の文化

6 一宮町は太平洋に面し、古代より一宮川河口付近が、海上交通と内水面交通・陸上交
7 通の結節点となっていました。そこには、黒潮を通じた九州や紀州などとの交流の痕跡
8 が残されています。たとえば、上総国一之宮玉前神社のご祭神は、『古事記』に記載の
9 ある玉依姫 (たまよりひめ) であり、釣ヶ崎海岸がその上陸地と伝えられますが、これ
10 は九州の日向地方の伝承と類似しています。また戦国時代末期には、紀州から九十九里
11 浜に漂流した漁民が地引網を伝え、江戸時代から近代まで地域の経済を大きく発展させ
12 ました。

13 玉前神社も、一宮川下流域を支配した古代豪族が、河川・陸上交通路と海洋交通路と
14 の結節点である位置に、その守護の意味から設営され、それが勢力を広げるにしたがっ
15 て、上総国一之宮に認められました。そして、その物資集散の拠点が、江戸時代以降、
16 一宮町の市街地に発展したものと思われます。海と川・陸の交通の結節点、物流の拠点
17 としての位置づけは、一宮町の文化を考える上で、まずふまえるべき点であると考えら
18 れます。

19 平安時代末期には、上総国に強大な勢力を築いた平広常(上総広常)の根拠地となり、
20 戦国時代には里見氏・北条氏の係争地となり、中世以降は武家の活動が活発な地域とな
21 りました。江戸時代末期には、太平洋上に出没する外国船に対する国土防衛の拠点とし
22 て、譜代大名の加納家の藩庁がおかれ、一宮藩主の主導によって、各種の殖産興業施策、
23 文化教育施策が行われるようになりました。住民の意識には、現在でも、一宮は城下町、
24 東浪見は天領であったとの誇りがあります。

25 一宮から東浪見にかけての海岸は約 7km あり、広い砂浜と遠浅の海で、チョウセン
26 ハマグリやナガラミ(ダンベイキサゴ)を産します。江戸時代になり、地引網が盛んにな
27 り、カタクチイワシを中心に漁獲高が増大しました。綿花などの栽培が盛んになり、干
28 鰯(ほしか、肥料)の需要が高まると、網元には巨大な富の蓄積が行われました。一宮
29 市街地には漁撈作業後の労働者の需要を背景に遊興や賭博の場がうまれ、博徒の力も伸
30 長しました。こうした漁業の繁栄をふまえた文化的要素も、浜言葉といわれる荒っぽい
31 言葉遣いとともに、現在までその余韻を伝えています。

32 一宮町の東部平坦地には農村集落と水田が展開しています。九十九里浜は給排水の困
33 難さから稲作の生産力はおおむね低かったものの、一宮町の場合は西部の丘陵地にため
34 池を築き給水を行ったので、稲作は一定程度可能でした。集落は、海岸に平行して残る

⁸ 千葉県レッドリストでは、(A) は最重要保護生物、(B) は重要保護生物を意味しています。ここに記
載した生物種の数、2025 年 1 月時点のもので、調査が進むにつれて生物種の数が増加します。

1 海岸砂丘上に位置し、海岸までほぼ平坦な地続きなので、この地域の住民は地引網漁の
2 中心的な担い手でした。住民は半農半漁の生活形態と文化を有したといわれます。現在
3 では、この地域では温室を用いたトマト・キュウリ・マスクメロンなどの品目作物が栽
4 培されています。

5 西部丘陵地には里山が展開しており、その山裾に谷津田を開墾し、屋敷を構えた形の
6 集落が見られます。湧き水が少ないため、ため池による灌漑が重要な役割を果たしてい
7 ます。住民は屋敷裏山の雑木林から薪炭などの生活物資を採取する、いわゆる里山文化
8 が成立していました。現在では、谷津田や山裾の平地では梨の栽培が行われています。

9 江戸時代以降、市街地の地元有力者のもとに、江戸方面から文化人も多く訪れるよう
10 になり、活発な文芸活動が行われました。また、江戸時代後半から一宮藩による藩校(崇
11 文館)の活動も活発に行われ、明治以降の教育へとつながりました。江戸時代末期には、
12 一宮市街地は東上総地域の都市的文化活動の中心でした。

13 また、一宮町の文化として、特筆すべきこととしては、一宮川の存在があります。水
14 質がよく、魚介類が豊富で、江戸時代から献上蜆(しじみ)の産地として知られてい
15 ましたが、明治以降、一宮川両岸の別荘地としての繁栄とともに、釣り、投網、水泳な
16 ど、川遊びの拠点として昭和後半まで大いに賑わいました。戦前期、海に立地した別荘
17 地は多くありますが、川の魅力も備えたところは多くはありません。一宮の近代文化の
18 ひとつの特徴であるといえます。

19 現在では、1970年代から移入が本格化したサーフィンが、単なる娯楽の域を超えて、
20 ひとつの文化として定着しつつあります。サーフィンを楽しむ人が、現在来訪者だけで
21 年間70万人。住民のうち、少なくとも2000~3000の人がなんらかの形でサーフィン
22 と縁を持っていると推定されます。2021年にはオリンピック史上はじめてのサーフィ
23 ン競技が釣ヶ崎海岸で行われました。海岸部には、サーフィン需要を背景に、県道沿い
24 に新市街地が形成され、発展しています。サーフィンは、ハワイやアメリカにおいて文
25 化として確立したのですが、一宮町のサーフィン文化も、ハワイやアメリカの色合い
26 を帯びています。サーファーの方々は、自然との共生を希求する気風が強く、環境保護
27 への意識が高い傾向があります。

28 29 4、一宮町の土地利用と産業

30 一宮町は大きくいくつかの地域に区分され、それぞれの文化を支える特色ある土地利
31 用と産業が展開しています。大きくいえば、国道128号と外房線の東部と西部で町の地
32 勢は大きく二分されます。東西の境界の、丘陵の山裾の部分に沿って、古くからの街道
33 と集落が南北に発展しています。この街道(現在の国道128号)は、一宮町市街地から、
34 玉前神社前を通り、東浪見の集落を経て東浪見の釣地区へと続いています。これは縄
35 文時代の海岸の海蝕崖のふもとの微高地にあり、防災上も安全なところ。

36 一宮市街地は、海の輸送路と、内水面・陸上の輸送路の結節点として、一宮川の流域

1 と、旧海蝕崖が接するあたりに発展しました。ここは、江戸時代から商業とサービス業
2 を中心とする都市的な発展がみられ、都市的集積が進んでいた地域です。1980年代ま
3 では、地域の日常的消費の拠点として商業・サービス業が大いに繁栄しましたが、現在
4 はモータリゼーションの波の中で、空洞化し、空き店舗・空き住宅も多くなっています。
5 交通の便もよく、防災上も安全なところなので、今後、代変わりなどの機会に再利用し
6 てゆくことが望まれます。

7 一宮川の北岸から、東浪見南部までの東部平坦地は、主として水田として農業に用い
8 られてきました。一宮川の沿岸は、明治までは湿地でしたが、のちに水田として開発さ
9 れました。農村集落は、水田の中に残る旧海岸砂丘の上、微高地に、南北に連なりなが
10 ら、展開しています。

11 戦後になると、この地域の農地に温室が整備され、トマト、キュウリ、メロンの栽培
12 が広範に展開するようになりました。東京の市場で歓迎され、ブランドを確立し、高い
13 評価を受けています。

14 現在、当該地域の農地の中核部分は、基盤整備を済ませ、農業振興地域に指定されて
15 おり、引き続き農地として使われていますが、高齢化と後継者不足により、活力が減退
16 しつつあります。これを新たな取り組みによって再活性化することが目下の課題です。
17 なお、元来土水路であり、田面にも通年水があった時代には、いたるところで多様な生
18 物相が見られましたが、現在はコンクリートの U 字溝が整備され、給排水が効率よく
19 行われるようになったものの、生物相は単調となってしまいました。

20 一方、海岸部の県道 30 号線周辺から、神の道(かんのみち)までの間、また一宮川の
21 両岸は、農業振興地域に指定されていないため、現在急速な住宅地化が進んでいます。
22 この地域は海や川に近い平坦な地勢のため、日常的な海や川の利用には便利ですが、津
23 波災害や洪水災害に対しては潜在的な危険を免れません。発災時の速やかでの確な避難
24 の確保が課題です。

25 海岸部には、かつては広大な砂浜が広がっており、また近代以降は植樹によってクロ
26 マツの保安林が展開していました。現在では、海岸浸食により砂浜が細ってしまい、浸
27 食を防ぐためのヘッドランドが建設され、景観は大きく変わっています。クロマツの保
28 安林は、マツクイムシの被害がひどく、樹林は消滅してしまいました。現在、新たに植
29 林が行われ、松林の草刈など、保安林の再生、復活に向けた努力が行われています。

30 海岸の利用は、現在はサーフィンが中心で、ほぼ海岸線の全域にわたっています。保
31 安林はかつては肥料としての松葉の採集などが行われましたが、現在は行われていま
32 せん。

33 海岸の県道の両側は、かつては松林と芋畑しかないといわれた地域ですが、1970年
34 代以降サーフィン文化が移入され、サーフィンの需要を背景に発展し、現在は玉前神社
35 周辺の旧市街地をしのぐ勢いです。この地域は、サーフショップやレストラン・カフェ・
36 宿泊施設など、各種サービス業が展開しており、いわゆるウェスタンテイストの町並み

1 となっています。

2 西部里山地域には、谷津の奥にため池がつくられ、そこから流れ出す水路の両脇に、
3 山の裾野に沿って集落が構成され、水路脇の平地に谷津田を中心とする農地が展開して
4 います。一宮町の丘陵地には、湧き水が少なく、灌漑は主としてため池によって行われ
5 ています。谷津田は、大きな農業機械の利用も難しく、日照の問題もあって生産性が高
6 くないため、現在は放棄され荒廃農地となっているところも増えています。また、内宿・
7 柚の木及び綱田地区では、梨の果樹園として転用されているところも見られます。昭和
8 の初め頃には綱田の梨が献上梨となったこともありました。しかし、現在では果樹園を
9 廃業する農家も増えています。

10 里山は、かつては住民の燃料・肥料・食料の採取地として日常的に用いられていまし
11 た。定期的な伐採も行われ、スギやクロマツなどの常緑針葉樹、クヌギやヤマザクラな
12 どの落葉広葉樹、スダジイやヤブニッケイなど常緑広葉樹などの混交した疎林であった
13 と考えられます。また、モウソウチクやマダケなどの竹林も広くみられたと思われま
14 す。二次林として多様な生物相を示し、豊かな環境でしたが、現在では、二次林や竹林の利
15 用は全く途絶え、常緑樹の混じった林になり、林床は日光も入りにくくなり、生物相は
16 単調になりつつあります。なお一宮町南部では、樹林が切り払われ、芝生が整備され、
17 ゴルフ場としての利用がなされています。また、軍荼利山から大欠堰に至る里山は、昭
18 和 40 年に県立九十九里自然公園に追加指定され、軍荼利通りは関東ふれあいの道⁹に指
19 定されていますが、十分な管理がなされていません。

20 一宮川は、かつてはすぐれた水質と豊かな漁獲物で、近辺の住民によって日常的に利
21 用されていました。特に明治以降、両岸が別荘地として発展すると、川遊びの醍醐味が
22 広く認識され、釣り・投網・遊泳・舟遊びなどで賑わいました。1970 年代以降、一宮
23 川中流部の工業都市としての発展により、水質悪化を招き、こうした川の利用は失われ
24 てしまいました。現在は水質の改善が進み、釣りなども行われていますが、往時の面影
25 は失われてしまいました。一方、川の両岸の地域への住宅の展開が進み、大雨時の川本
26 流からの氾濫の懸念が、以前より深刻化しています。1997 年の豪雨時の氾濫を機に行
27 った川幅の拡張により、その後は本流の氾濫は起こっていませんが、津波時の津波遡上
28 による被害も考慮すべき要因となっています。一宮川については、現在、洪水や津波に
29 対する防災対策が優越していますが、川と人々との日常的暮らしとのつながりを回復す
30 ることが、今後の課題です。

31

⁹ 関東ふれあいの道は、首都圏自然歩道の愛称で、関東の全都六県をぐるりと一周する自然歩道であり、総延長は 1,799 km に及びます。一宮町には、「大海原を眺める道（睦沢町公民館から東浪見駅）」、「九十九里浜の砂浜をふみしめて歩く道（東浪見駅～長者町駅）」の 2 ルートが通っています。

1 第4章 一宮町生物文化多様性計画

2 1、 スローガン

3 緑と海と文化をひらく いちのみや

5 2、 生物文化多様性の保全

6 (1)重要な生物文化多様性のリストアップ

7 ・一宮町の重要な生物、重要な文化財のリストを作成します。とくに保護が必要
8 とされる生物については一宮町版レッドリストを作成し、必要な保全対策をと
9 ります。

10

11 (2)生物文化多様性保全上重要なエリアの選定

12 ・一宮町の生物文化多様性を保全する上で、重要な地域を選定します。とくに緊
13 急に保全が必要な地域については、国の法律（自然公園法、鳥獣の保護及び管理
14 並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存
15 に関する法律、文化財保護法等）、県の条例、町の条例などを活用して保全対策
16 をとります。

17 ・一宮町の海岸および沿岸を、世界サーフィン保護区に登録するため、必要な条
18 件を満たすための調査を実施し、登録に向けた関係者との協議を行います。

19 ・千葉県立九十九里自然公園を国定公園に格上げする可能性の検討を行い、国、
20 県、関係市町村と協議します。

21 ・一宮町の生物多様性保全上重要な里山地域を調査し、地権者、管理団体とも協
22 議の上、自然共生サイト候補地として環境省に申請します。

23

24 (3)海辺の保全に関する提案

25 ・ウミガメの産卵地の保全のため、一宮町ウミガメ保護条例に基づき、ウミガメ
26 およびその卵の保護にあたりるとともに、ウミガメが産卵する海岸の保護に関す
27 る計画を策定します。とくにウミガメの産卵の場として重要な海岸を選定し、重
28 点的な保全対策をとります。

29 ・ウミガメが産卵のため上陸し、サーフィンが楽しめる砂浜の保全のため、コン
30 クリート等によるハードな対策のみならず、自然を活用した社会課題の解決（ネ
31 イチャー・ベースド・ソリューション）の考え方にもとづいた対策を検討します。

32 ・海岸のプラスチックゴミを減らすため、定期的な清掃活動を実施するととも
33 に、プラスチックゴミの削減のための対策を講じます。

34 ・海岸砂丘上の松林の保全・再生をはかるとともに、一宮町に固有のイソハマア
35 オスゲをはじめとする植物の保全をすすめます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

(4) 里山の保全に関する提案

- ・一宮町の生物多様性保全上重要な里山の管理に対して、森林環境譲与税等を活用した森林整備、人材育成、普及啓発につとめます。森林環境譲与税を活用した整備については、関係各所の意見を伺いながら、進めます。
- ・一宮町の生物多様性保全上重要な里山のモニタリングに対して、農林水産省の多面的機能支払交付金、環境省のモニタリング 1000 里地調査などの枠組みを活用し、生物多様性のモニタリングに基づいた保全対策につとめます。
- ・一宮町の生物多様性保全上重要な里山を選定し、地権者、管理団体とも協議の上、自然共生サイト候補地として環境省に申請します。
- ・令和 6 年 4 月に施行された、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づいた、地域連携保全活動計画の作成を検討します。
- ・里山への粗大ゴミの投棄を防止するため、定期的に清掃を行うとともに、粗大ゴミの投棄防止のための普及啓発を図ります。

(5) 文化の保存に関する提案

- ・『新編 一宮町史』の編さんを通じて、一宮町の文化遺産に関する研究をすすめるとともに、重要な文化遺産については、必要に応じて町の文化財指定を含む検討を行います。
- ・一宮町の文化遺産に関して、これまで調査が不十分な文化的景観、産業遺産、戦争遺産などについても調査を進め、重要な文化財については、必要に応じて町の文化財指定を含む検討を行います。
- ・一宮町の文化遺産に関して、県や町の文化財として指定・登録されている文化財のみならず、身近な文化遺産を含めて、町民に紹介する冊子やマップの発行などの普及啓発活動を行います。
- ・一宮町の里山のみならず文化財についても、町民の有志によって保全活動を行う「自然・文化サポーター制度」を創出し、町が指定した地域、史跡について、月 1 回程度の活動日を設けて草刈等を行います。

(6) 人材の育成・生物文化多様性の普及啓発に関する提案

- ・一宮町の自然や文化を学ぶ「一宮学」のテキストブックを作成して、一宮町の小中学生をはじめとする全ての町民が、一宮町のことを学び知る機会を作ります。
- ・一宮町の自然を地図化した「一宮町いきものボード」を作成し、生物多様性の普及啓発を図ります。

1 ・「一宮町生物文化多様性の日」の制定を検討し、一宮町の自然や文化を普及す
2 る機会とします。

3 ・一宮町の生物文化多様性の普及啓発をはかるため、ガイド養成制度を創設し、
4 一宮町の自然や文化を解説できる町民を増やします。

5 ・海辺の保全、里山の保全、文化の保存などに携わる人材を育成するため、ボラ
6 ンティアに対する研修の機会の提供、活動日数に応じたポイント付与制度など
7 インセンティブ（奨励措置）につながる制度の創出を検討します。

9 (7) 生物文化多様性の保全に関する目標

10 ・令和8年度までに、世界サーフィン保護区の申請を行います。

11 ・令和9年度までに、自然共生サイトの申請を行います。

12 ・令和10年度までに、「一宮学」のテキストを作成します。

14 3、 生物文化多様性の活用

15 (1) 小中学校、高等学校等における生物文化多様性の活用

16 ・一宮町立小中学校において、総合的な学習の時間などを活用し、一宮町の自然
17 や文化を学ぶ教育を継続します。郷土の自然や文化を学ぶ教育活動の実施にあ
18 たっては、地域の関係団体等との連携を図ります。

19 ・県立一宮商業高等学校における、郷土の自然や文化を学ぶ教育活動を支援す
20 るとともに、小中学校や地域の関係団体等との連携を図ります。

21 ・船橋市立一宮少年自然の家における、一宮町の自然や文化を学ぶ教育活動を
22 支援するとともに、少年自然の家と町内の小中学校や地域の関係団体等との連
23 携を図ります。

24 ・町内の保育施設における自然教育の推進を支援します。

26 (2) 生物文化多様性のまちづくりへの活用

27 ・一宮町の豊かな自然と文化の魅力を発信し、移住したくなり、住み続けたくな
28 る一宮町のまちづくりに活用します。

29 ・郷土資料館、自然文化資料展示室など、一宮町の自然と文化の保存活用の拠点
30 となる施設の設置を検討します。

31 ・生物多様性の回復(ネイチャーポジティブ)と脱炭素(カーボンニュートラル)
32 を両立できるような再生可能エネルギーの導入を検討します。

34 (3) 生物文化多様性を意識した産業の振興

35 ・農業、観光業などの一宮町の産業において、一宮町の生物文化多様性を意識し
36 たブランド化を検討します。

1 ・一宮町の海岸の松林を、生物文化多様性の学びの場として活用の検討をしま
2 す。松林を防災林としてのみならず、自然とのふれあいの場として活用すること
3 によって、観光の活性化や雇用創出等、保全と利用を両立する方法を検討しま
4 す。

6 (4) 生物文化多様性の活用に関する目標

7 ・令和 10 年度までに、「一宮学」のテキストを活用した、学校教育、社会教
8 育における試行を行います。

9 ・令和 12 年度までに、生物多様性に関する認知度（生物多様性という言葉
10 を聞いたことがあり、意味も知っている人の割合）を 20%に高めます。

12 4、 生物文化多様性の保全・活用に必要なこと

13 (1) 行政と町民との協力関係

14 ・一宮町の豊かな自然と文化を将来に伝えるためには、行政と町民との協力
15 関係の強化が求められます。本計画策定後も、町と地域団体との定期的な話
16 し合いの場を設けます。

17 ・とくに環境が大きく変わる工事などが行われる場合には、事前に町民への
18 説明会や環境保護団体への相談を行うこととします。

20 (2) 行政と産業との協力関係

21 ・一宮町の豊かな自然と文化を将来に伝えるためには、行政と地元の産業と
22 の協力関係が必要です。町と地元産業との間の定期的な話し合いの場を設け
23 ます。

25 (3) 資金の調達

26 ・本計画策定後、ただちに、一宮町ネイチャーポジティブ宣言¹⁰を行うとと
27 もに、生物多様性地域連携促進法¹¹に基づく、生物多様性地域連携活動の促
28 進に取り組みます。

29 ・ネイチャーポジティブ支援プログラム¹²を活用し、一宮町外に本社を置く

¹⁰ ネイチャーポジティブ宣言とは、J-GBF（2030 生物多様性枠組実現日本会議）の呼びか
けに応じて、企業や自治体などが宣言を行うもので、2024 年 9 月現在、85 団体（うち自
治体は 11 自治体）が宣言を行なっています。

¹¹ 生物多様性地域活動促進法とは、令和 4 年に制定され、令和 5 年に施行された法律で、
地方自治体と NPO 等が協力して、地域の生物多様性保全活動を行うことを支援する制度
です。

¹² 公益財団法人日本自然保護協会が、令和 5 年に開始した日本版ネイチャーポジティブア
プローチ（市町村を基にした生物多様性保全）を支援するため、市町村にネイチャーポジ

1 企業と一宮町、自然保護団体の三者協定の締結をめざします。企業版ふるさ
2 と納税制度を活用し、一宮町の生物文化多様性の保全のための資金を調達し
3 ます。

4
5 (4) 計画の見直し

6 ・本計画は、令和7(2025)年4月より実施し、4年が経過した令和9(2027)
7 年度に中間点検、8年を経過した令和12(2030)年度に最終点検を行います。

8 ・本計画の継続が必要であると認められた場合は、令和13(2031)年度以降の
9 計画を改訂版として策定します。

10

ティブ自治体認証を、企業にはネイチャーポジティブ貢献証書を発行する制度。

1 附録

2 1、 一宮町の生物リスト（略）

3 2、 一宮町の文化財リスト（略）

4 3、 一宮町の自然に関する小学生アンケート（略）

5